

「海上保安庁ネットワーク(巡視船用ネットワーク機器等)改修作業」に関する公募

令和 7 年 7 月 2 日
海上保安庁総務部
情報通信課長 荒川 直秀

次のとおり、見積合せ参加者を公募する。

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用する秘匿ネットワークの調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募するもの。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、下記6により配布する公募要領に従って見積合せ参加申請書等を提出すること。

2 案件の概要等

(1) 案件の概要

海上保安庁ネットワークの改修にかかる調達

(2) 契約予定日 令和7年8月8日

(3) 納入期限 令和8年3月31日

3 参加要件

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7、8、9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術審査基準に基づく審査に合格のうえ、現用の秘匿ネットワークと互換性を有する改修ができること。

(6) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

4 応募方法

下記6により配布する公募要領のとおり。

5 公募要領の配布期間

令和7年7月2日～令和7年7月16日

6 公募要領の配布場所及び問い合わせ先

〒100-8976東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 第四施設係

電話：03-3591-6361(内線3142)

7 その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨

は、日本語及び日本国通貨に限る。

令和7年7月2日

公 募 要 領

件名：海上保安庁ネットワーク(巡視船用ネットワーク機器等)改修作業
(公募期間：令和7年7月2日～令和7年7月16日)

- 公募説明書
- 見積合せ参加申請書及び自認書(様式1～2)
- 海上保安庁秘匿ネットワーク技術審査申請書(別紙1、2)
- 誓約書(別紙3)
- 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙4)

公 募 説 明 書

1 公募の概要

本案件は、「海上保安庁ネットワーク(巡視船用ネットワーク機器等)改修作業」の調達契約に係る見積合せに参加を希望する者を公募します。

なお、参加を希望する者は、下記3の参加要件を満たしていることを確認するため、この公募説明書に従って見積合せ参加申請書等を提出して下さい。

2 業務内容

- (1) 海上保安庁ネットワーク改修に係る調達
- (2) 契約予定時期 令和7年8月8日

3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7、8、9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 海上保安庁から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術審査基準に基づく審査に合格のうえ、現用の秘匿ネットワークと互換性を有する改修ができること。
- (6) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

4 申請方法

(1) 提出書類

次の書類(1部)を提出期限までに提出して下さい。

なお、提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。

- ① 見積合せ参加申請書(様式1)
- ② 自認書(様式2)
- ③ 海上保安庁秘匿ネットワーク技術審査申請書(別紙1、2)
- ④ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ・誓約書(別紙3参照)
 - ・情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙4参照)
- ⑤ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格決定通知書(写)

※ 提出された書類は返却しません。

(2) 提出期限

令和7年7月16日 17時00分まで(必着)

(3) 提出先・お問合せ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備室 第四施設係

電話：03-3591-6361(内線 3142)

※ 提出方法については、直接お持ちいただくか、郵送又は宅配便等により提出して下さい。

電子メール又はFAXでの提出は受け付けません。

※ お問合せについては、日本語による電話にて受け付けます。

なお、申請結果等に関するお問合せには応じられません。

5 参加資格の有無の結果通知

参加資格の有無の結果通知は、令和7年7月31日までに支出負担行為担当官（海上保安庁総務部長）から見積合わせ参加資格の有無を文書等により通知します。

6 仕様書の交付について

本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料を提出した後に配布します。

7 契約の相手方の決定方法等

参加資格が有となった参加者の中から、別途実施する見積合せにおいて契約の相手方を決定します。

なお、提出書類の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とする場合があります。

様式 1

令和 7 年 月 日

見積合せ参加申請書

海上保安庁総務部
情報通信課長 殿

法人住所
法人名
代表者氏名
印

「海上保安庁ネットワーク(巡視船用ネットワーク機器等)改修作業」の調達の請負を希望しますので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。
なお、提出書類の記載事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

提出書類

1. 本紙(様式 1)
2. 自認書(様式 2)
3. 海上保安庁秘匿ネットワーク技術審査申請書(別紙 1、2)
4. 誓約書(別紙 3)
5. 情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙 4)
6. 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格決定通知書(写)

令和 7 年 月 日

自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所 ：

法人名 ：

【資格及び条件等】

- ☐ (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ☐ (2) 令和 7、8、9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（資格の写を添付）
- ☐ (3) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ☐ (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- ☐ (5) 秘密の保全に関する規約には以下に掲げるすべての記載があること。
 - ・ 秘密とする事項の指定状況
 - ・ 秘密保全管理責任者の選任状況
 - ・ 仕様書の保管方法
 - ・ 仕様書を複製する際の措置
 - ・ 仕様書及び複製の返納又は廃棄処分
 - ・ 事故発生時の報告要領

（注）相違ないことを示すために、必ず、□にチェック（✓）を入れること。

令和 年 月 日

海上保安庁総務部
情報通信課長 殿

代表者 氏名

印

別紙 1

年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所

氏名

海上保安庁秘匿ネットワーク技術審査申請書

- 1 調達案件名(公示等に明記された調達案件名)
- 2 提出資料（該当する項目に○印を付し、資料を添付すること）
 - (1) 技術ポテンシャル 【 提出 ・ 省略 】
 - (2) 保守サービス体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (3) 品質管理体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (4) 工程管理体制 【 提出 ・ 省略 】
 - (5) 秘密保全体制 【 提出 ・ 省略 】
- 3 担当者の氏名及び電話番号

(用紙 J I S A 4)

海上保安庁秘匿ネットワーク技術審査項目

審査項目		審査内容	提出資料
1	技術ポテンシャル	秘匿ネットワークに関する調達について、企業の納入実績をもとに、企業の技術力、プロジェクトの技術力及びプロジェクト要員の技術力を審査する。	①納入実績がわかる資料 〔ネットワークの構築の場合〕 国の機関の秘密情報を取扱うネットワークを5年以内に構築した実績がわかる資料 〔ネットワークの調査設計の場合〕 国の機関の秘密情報を取扱うネットワークに係る調査設計を5年以内に請け負った実績、または、これと同等の実績がわかる資料
			②プロジェクト体制図及び指揮系統図
			③プロジェクト要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料 ※資格についてはプロジェクトに必要と想定する資格を添付すること。
2	保守サービス体制	提供可能な秘匿ネットワークに精通した保守サービス要員を有する社内組織の配置現状、並びに同要員の技量、経験等をもとにネットワーク運用開始後における障害等に対する保守サービス体制を審査する。	①保守体制表
			②保守要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料
3	品質管理体制	秘匿ネットワークに関する調達について、ネットワーク構築等過程における品質管理の方法を含めた社内での品質管理体制を審査する。	①企業の品質管理レベルがわかる資料
			②契約期間中の作業環境及び作業環境への入室管理方法がわかる資料
			③契約期間中の監査体制及び方法がわかる資料
			④納入する機器等に不適切な製品が生じた場合の処置体制若しくは処置内容がわかる資料
4	工程管理体制	秘匿ネットワークに関する調達について、構築、改修及び機能追加するうえにおいて、全体の進捗状況を容易に把握できる工程管理体制を審査する。	①工程管理要員の氏名、所属、資格、経験年数及び実績がわかる資料
			②プロジェクトの全体工程管理について標準化されていることがわかる資料
5	秘密保全体制	秘匿ネットワークに関する調達について、設計書等の技術的資料にかかる秘密の保全体制、要領、設備、作業環境、監査、教育体制等を審査する。	①企業の情報セキュリティマネジメントレベルがわかる資料 ※例：ISO27001、ISMSの証明書の写し等
			②秘密保全体制、要領（規則）がわかる資料
			③セキュリティに関する専門資格を所有する要員をプロジェクトに配置している証明資料及び当該資格を有することを証明する資料

注 1）提出資料のうち、別途担当者の承認がある場合は、その一部を省略できる。

注 2）提出資料の欄に記載された資料のほか、別途担当者の指示がある場合は、当該資料を提出すること。

注 3）審査項目 2 は、ネットワークの保守が含まれる場合に適用する。

注 4）審査項目 3 ④は、機器調達が含まれる場合に適用する。

誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「海上保安庁ネットワーク(巡視船用ネットワーク機器等)改修作業」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止します。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底します。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施します。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却します。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却します。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用します。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定めます。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
- (2) 海上保安庁総務部情報通信課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しません。

また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。

- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。

なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

- (6) 提出した資料のうち個人情報が記載された情報取扱者名簿は、返却を受けた後5年間保管し、海上保安庁からの要求があった場合は提出します。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

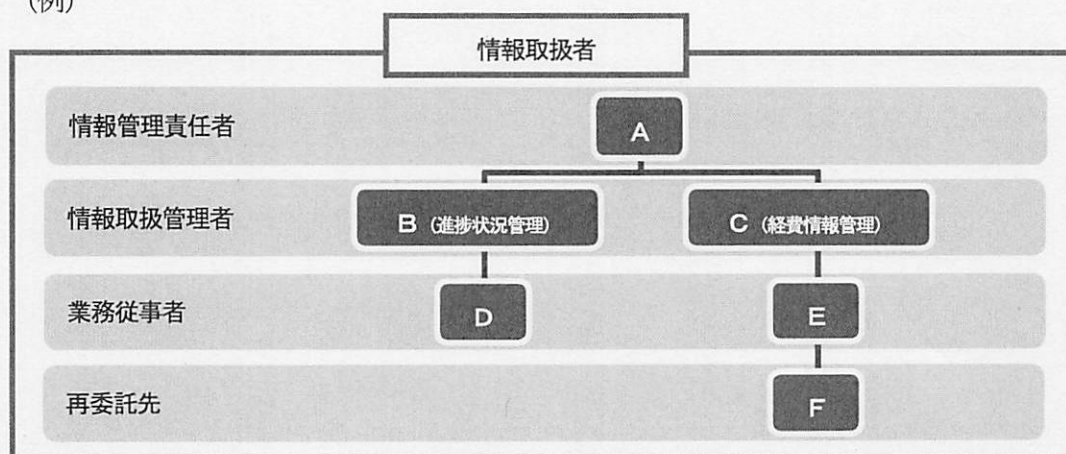
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。